

社会福祉法人たつの子会評議員選任・解任委員及び評議員  
並びに役員の報酬等の支給基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人たつの子会(以下「法人」という)の評議員選任・解任委員及び評議員並びに役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給の基準)

第2条 評議員選任・解任委員及び評議員に、委員会、評議員会に出席した場合は報酬日額5,000円を支給する。

2 役員が理事会及び評議員会、監査業務並びに法人の業務遂行のため、研修会、会議等に出席した場合は報酬日額5,000円を支給する。

3 職員が法人の役員を兼ねている場合は、役員としての報酬は支給しないものとする。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において、別に定めることとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

附 則(平成30年6月15日改正)

この規程は、平成30年6月15日から施行する。